

都市計画法第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により公告します。

平成24年7月13日

京都市長 門川大作

1 許可年月日及び許可番号

平成7年2月16日 第571号 平成10年1月30日 変第150号  
平成23年11月24日 変第192号 平成24年1月30日 変第194号  
平成24年4月20日 変第197号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

(第1工区) 京都市伏見区小栗栖丸山1番地の1, 1番地の2, 1番地の3 (一部), 1番地の5 (一部), 1番地の9 (一部), 1番地の10, 1番地の11 (一部), 1番地の12, 1番地の14 (一部), 1番地の20, 4番地の2 (一部), 4番地の8 (一部), 4番地の9, 5番地, 5番地の1 (一部), 6番地 (一部) 及び9番地 (一部), 同区小栗栖岩ヶ淵町14番地 (一部) 及び42番地 (一部) 並びに同市山科区勸修寺南大日9番地の2 (一部), 9番地の2の1, 9番地の21 (一部), 9番地の22, 9番地の23 (一部), 9番地の29 (一部) 及び10番地の2 (一部)

3 許可を受けた者の住所及び氏名

京都市右京区西院南高田町17番地

学校法人 京都朝鮮学園

理事長 孫智正

京都市左京区北白川外山町1番地

一般社団法人京都朝鮮学園の運営を支援する会

理事 姜優

(都市計画局都市景観部開発指導課)